

教育勅語発布後の小学校修身教育の実際（上）

——『修身教案 第一／二学年』——

川村 肇

獨協大学国際教養学部

マテシス・ウニウエルサリス 第十三卷 第一号

二〇一二年一月三十一日 発行

教育勅語発布後の小学校修身教育の実際（上）

——『修身教案 第一／二学年』——

川村 肇

ここに紹介し検討を加えて道徳教育史に位置づけようとする資料は、『修身教案 第一／二学年』と題された尋常小学校一・二年生修身科の教案である。長野県飯田市歴史研究所にその写しがあり、複写元は飯田市の毛賀区有文書である（近現代ファイル10・6）。中の資料には日付があるものの年代が記されていない。外のファイルには「明治26～7年」とあるが、内容等から判断すると、一八九〇年に教育勅語が出された後、一八九三年のものであると推測されるが、詳細は本論続編に譲る。資料の紹介に先立ち、近代初頭の道徳教育とそれをめぐる動きを『日本近代教育百年史』（3・4、学校教育(1)・(2)、一九七四年）によりながら、一瞥しておく。

道徳教育を近代教育法令の中に初めて位置づけたのは、一八七二年の学制である。その第二章中の下等小学教科の六番目に「修身 解意」がある。同年一〇月、文部省から発行された「小学教則」には、第八級の教育内容を定めた第二章に「修身口授一週二字即二日置き二字／民家童蒙解蒙教案等ヲ以テ教師口ツカラ縷々之ヲ説論ス」とされている。しかしながら学制章程に記述されながらも、翌年師範学校が定めた「下等小学教則」には「修身」が欠落しており、また「上等小学教則」の中の「読物」の中では「修身談」が入っているに過ぎない。上等小学にまで進級した子どもは初期に極めて少なかったことに加え、こうした扱いからすれば、法令で定められはしたものの、道徳教育として取り立てて修身が小学校で行われたとは見られない。

そしてこの後、教科編成は(県)とに任されることになり、こうした事態に大きな変化はなかったものと推察される。この当時各県の学校を巡回視察した明治天皇と元田永孚が、道徳教育の現状を憂えたのはその傍証となる。彼らは一八七九年に「教学聖旨」を著し、「教学ノ要、仁義忠孝ヲ明カニシテ、智識才芸ヲ究メ、以テ人道ヲ尽ス」にあるとして、「文明開化ノ末ニ馳セ、品行ヲ破リ、風俗ヲ傷」っている現状を憂慮した。そして「農商ノ子弟ニシテ其説ク処多クハ高尚ノ空論ノミ、甚キニ至テハ善ク洋語ヲ言フト雖トモ、之ヲ邦語ニ訳スルコト能ハス」といった事態を変えるように指示した。これが元田と伊藤博文及び井上毅との間に「教育議論」と呼ばれる論争を惹起する。

論争では両者共に譲らなかつたが、一八八〇年四月、文部省は「小学修身訓」を発刊。同年一二月には教育令を改正し、修身を筆頭教科に置いた。さらに翌年には「小学校教則綱領」で修身科の内容を充実させるとともに、「小学校教員心得」を制定した。こうした動きを見ると、文部省は元田側に立って文教政策を進めたことが分かる。また宮内省は一八八二年、天皇の意を受け、元田が編纂した「幼学綱要」を刊行する。

右の「小学修身訓」では、冒頭に「修身学ノ書ハ宜シク生徒ヲシテ熟読暗記セシムベシ。其意味深遠ニシテ。幼年生徒ノ理會スル事能ハザルノ語アルモ。常ニ之ヲ記憶シテ忘レザル時ハ。年長ズルニ随ヒ。漸々其意味ヲ了解スル事ヲ得」、「本書ハ全編尽ク古語ヲ以テ組織シ。一モ編者ノ説ヲ其間ニ雜フル事ナシ」とされている。内容は、学問、生業、立志、修徳、養智、処事、家倫、交際の八つから成り立ち、和漢洋の嘉言を並べている。また「小学校教則綱領」では、小学校の「一三年で「簡易ノ格言、事実等二就テ徳性ヲ涵養シ兼テ作法ヲ授ク」、四八年で「稍高尚ノ格言事実等二就テ徳性ヲ涵養ス」、とされている。授業数は、前者で毎週六時、後者で毎週三時と定められた。

一八八二年、各府県に内示された「小学修身書編纂方大意」では「儒教ヲ取テ之ヲ用フルヤ必ス先ツ初学ヲシテ我万世一系ノ天胤ヲ尊崇シ金甌無欠ノ 帝国ヲ愛重スルノ志氣ヲ涵養セシメサル可ラス」、欧米の「修身学科ヲ踏襲シテ之ヲ我普通小学ノ教育ニ専用スル」のは「弊害ノ多キヲ免カレサル可キナリ」として、儒教に基づき、他方で西洋倫理学を用いるべきでないことを述べている。またその方法としては、「聖賢ノ格言ヲ記得」させること、「小学ノ修身科ハ誦読ト口授トヲ兼用スヘシ」としている。

修身をいかに教育するかは、当時の論壇の大きな論争テーマだった。一八八二年、福沢諭吉は『徳育如何』、『徳育余論』により、儒教主義の道徳教育を批判した。八七年、加藤弘之は『徳育方法案』で、道徳教育は宗教を基礎として行うべきであるとしたが、その宗教の選択は自由とすべきであると考えていた。同年、西村茂樹は『日本道徳論』を著し、徳育の根本を仁義忠孝にあるとしながらも、西洋思想も排斥すべきではないとした。この論争は徳育論争と呼ばれている。

こうした中、文相森有礼は、儒教主義を批判し、小学校修身科では教科書の使用を禁じ、従来の文部省の姿勢を大きく転換させた。

森文政期の一八八六年、小学校令を發布し、「小学校ノ学科及其程度」を制定する。そこで修身は「内外古今人土ノ善良ノ言行ニ就キ児童ニ適切ニシテ且理會シ易キ簡易ナル事柄ヲ談話シ日常ノ作法ヲ教ヘ教員身自ラ言行ノ模範トナリ児童ヲシテ善ク之ニ習ハシムルヲ以テ重要トス」(第一〇条)とされた。この「理會シ易キ簡易ナル事柄」というのは、一般的なことを述べているのではなく、難解な儒教テキストが使用されている現状を念頭に述べられている。先に引用した「小学修身訓」とは真つ向から対立している上に、一八八七年、森は九州の小学校で次のように述べている。「児童の發育の度合如何を弁へず、徒らに古人言行の漠然として六ヶ敷ことを授るは甚不可なることは勿論、中には頗る穿ち過ぎたることありて小学生徒の腦力には逆も解し得へからざることもあり、否これを解し得るも皆に修身の教となすべからざるのみならず、却つて之を傷害するものなきを免れず。世間往々論語などを用ゐるものあり、該書の如きは修身書と言はんよりは寧ろ政事書と言ふの穩当なるに如かざるに似たり、尤さずが

孔子の言行を綴りたるものなれば修身の模範となること亦尠しとせざれども、其言たる多くは当時の形勢に應じ又は其弟子の人となり如何を察し説述せしものなれば、之を児童に授くるには其性質如何により須らく注意斟酌をなさざるべからず、要するに今日の修身科書は総て瑕瑾なきを免れざるを以て教員の注意最も緊要なり」。

他方で、一八八七年制定の「小学校用歴史編纂旨意書」では、神話伝承類は事実と混同することなく「伝言」として扱うこと、「古代」ばかりでなく「今代」を軽視しないこと、天皇や為政者の年代記等に陥ることなく、歴史の背景にあつてその変化を支えているものに注意することなど、合理的な歴史叙述を心がけていたことが分かる。しかしながら、一八九〇年二月、地方長官会議では「徳育涵養ノ義ニ付建議」を内閣に上申、これが契機となつて教育勅語が作られていくことになった。暗殺により森亡き後、啓蒙主義を内包した国家主義から、皇国主義への転換が急速にはかられたのである。

一八九〇年、教育勅語が発せられるとともに、森の作成した小学校令は廃止され、新たに小学校令（第二次）が發布された。

第二次小学校令下の学校は、ごく少数の大規模校を除き、九割までが複式編成で、単級編成をとるものが最も多かった。これは財政的問題によるものでもあったが、他方で、「単なる必要悪としてではなく、大衆に最低限必要な簡單で「器械」的な知識を教授するにはむしろ効率的であり、さらに訓練の統一・家族主義的な慣習・従順性の育成などには一掃有効な編成であると賞揚された」¹⁴⁾。

一八九一年、文部省は「小学校教則大綱」を制定した。同年「小学校修身教科用図書検定標準」が公示され、教育勅語と「小学校教則大綱」をその標準と定めた。一八九三年、井上毅文相のとき、修身は教科書を使用することを本体とするが、場合によっては用いなくてもよいと改めた。

「小学校教則大綱」では修身について、次のように規定している。「修身ハ教育ニ関スル 勅語ノ旨趣ニ基キ児童ノ良心ヲ啓培シテ其徳性ヲ涵養シ人道実践ノ方法ヲ授クルヲ以テ要旨トスノ尋常小学校ニ於テハ孝悌、友愛、仁愛、信実、礼敬、義勇、恭儉等実践ノ方法ヲ授ケ殊ニ尊王愛國ノ志氣ヲ養ハンコトヲ務メ又國家ニ対スル責務ノ大要ヲ指示シ兼テ社会ノ制裁廉恥ノ重ンスヘキコトヲ知ラシメ児童ヲ誘キテ風俗品位ノ純正ニ趨カンコトニ注意スヘシ〔中略〕ノ修身ヲ授クルニハ近易ノ俚諺嘉言善行等ヲ例証シテ勸成ヲ示シ教員自身自ラ児童ノ模範トナリ児童ヲシテ浸潤薫染セシメンコトヲ要ス」(第二条)。また、「小学校教則大綱」では、教則・教授細目に基づいて、教師が教案を作成するものとされた。

以下に紹介する資料は、このような状況の下で作成された教案ではないかと見られる。

*

『修身教案 第一ノ二学年』

四月四日 起立ノ令ヲ聞カバ直ニ起立シ両手ヲ垂レ足ヲ揃ヘ目ヲ教師ニ注クベシ

立礼作法 礼ノ令ヲ聞カバ体ヲ前方ニ傾ケ直ニ体ヲ元ノ位置ニ直シ後腰ヲカクベシ

右教室ノ立礼

四月五日 朝。途。上。又。ハ。校。内。ニ。テ。友。ニ。遇。ヒ。タ。ル。ト。キ。ハ。姿。勢。ハ。前。ノ。如。ク。ニ。シ。テ。左。ノ。言。葉。ヲ。使。フ。テ。礼。ヲ。ナ。ス。ベ。シ

同上 お。は。や。う。ご。さ。り。ま。す。

夕。方。分。ル。ト。キ。ハ。左。ノ。言。葉。ヲ。使。フ。ベ。シ

お。や。す。み。

四月五日

教室ニテ発言セントスルトキ又ハ教師ニ於テ挙手セヨ□令ヲ下シタル時ハ手ヲ挙クベシ
挙手法
指ハ直ニ暢ハシ指間ヲ固着シ掌ヲ前方ニ向ケ頭ト同シ高サマテ挙クベシ
但シ右手

四月六日

父母ヲ辞シ入校シタル間ハ教師ヲ父母ト心得ベシ
教師ト生
故ニ其命ニ従フベシ教師ハ諸子ニ学問ヲ授ケ行儀作法ヲ教ヘテ諸子ヲシテ幸福ナル人トナラシメ
徒トノ関係
ンコトヲ務ムルモノナリ

四月七日

朝家ヲ出ツレバ直ニ学校ヘ来ルベシ途中ニテ遊ヒ居ルベカラズ
学校往還
終業ノ後モ直ニ家ニ帰ルベシ若シ見タキ物アラバ一旦帰家シ父母ノ許可ヲ得テ現場ニ到ルベシ許
途中心得
可ナクバ止ムベシ

四月八日

教師石板ヲ出セト命ヲ下サバ直ニ机ノ蓋ニ手ヲカクベシ宜シト命ヲ下サバ左手蓋ヲ開キ右手ニテ
石板出入
板ヲ出スベシ
教師石板ヲ入レヨト命ヲ下サバ順序右ノ如ク左手蓋ヲ開キ右手ニテ入ルベシ
蓋ヲ閉ツルトキハ音ノセサル様注意セヨ
出シテ用ナキトキハ机縁ト同キマテ前方ニ出シオクベシ

四月十日

控所ニテハ静ニナシ走り廻ハリ又ハ朋友ト喧嘩ヲナシ又ハ朋友ノ妨ゲヲナシ幼者ヲ□□スルコト
運動場並ニ
アルベカラス

控所ニ於ケル

運動場ニ出テモ前ノ如クニナシ且木ニ傷ケ花ヲ折ルベカラズ
作法
其外楽書ヲナスベカラズ

四月十一日

自己所有品ニハ名ヲ書シ又ハ見覚ヘラ充分ナシ置キ決シテ他人ノ物品ト取り違フベカラズ
自己所有品
人モシ取り違ヘタルトキハ深く咎ムベカラズ自己取り違ヘタルトキハ謝スベシ
ノ取扱ヒ
最モ違ヘ易キモノ
下駄、草履、傘、石板、本

四月十一日

氣ヲ附ケ姿勢体操科ニ置ケル如ク授ク

氣ヲ附ケ並ニ
教室ニテハ腰ヲ掛ケ手ハ膝ニ置キ足ハ能ク揃ヘ体ハ直ニナシ日ヲ教師ニ注ギ外見雑話ヲナスベカ
教室ニ置ケル
ラズ

態度

四月十二日

諸子家庭ヲ離レ入校シタル以上ハ教師ハ第二ノ父母ニシテ朋友ハ第二ノ兄弟ナリ故ニ上級生徒ニ
朋友ノ関係
服従スルハ勿論幼生ヲハ深切ニ愛スベシ

四月十三日

水ハ方円ノ器ニ從フト云フコトアリ水ハ丸キ器ニ入ルレバ丸クナリ四角ナル器ニ入ルレバ四角ト
朋友撰ブベシ
ナル人モ子供ノトキハ水ノ如ク朋友ニヨリテ善人トモ悪人トモナルモノナレバ常ニ善キ人ニ交ル
ベシ

其資格

温厚ナル人 学問アル人 正直ナル人 深切ナル人

四月十四日

亥太郎ト金作ノ話

朋友ハ愛

読本四ノ卷ニ依ル

スベシ

四月十五日

温公破麩ノ話

朋友ノ危難

幼学綱要ニ依ル

ハ救フベシ

四月十七日

正直トハ詐リヲ云ハズ又人ヲ欺カサルコトナリ人ハ正直ニスベシ

正直

正直ナレバ

人ニ愛セラレ 人ニ信セラレ

人ニ敬セラレ 身ノ幸福ヲ受ク

不直ナレバ

人ニ惡マレ 人ニ信セラレズ

身ノ害トナル

四月十八日

森蘭丸信長ヨリ佩刀ヲ貰ヒシ話

正直ノ結果

読本ニヨル

四月十九日

丹後ノ守ニ仕ヘシ小坊主羽織ヲ貰ヒシ話 同上

同上

四月廿日

上杉候ニ仕ヘシ小姓玄徳ト十三郎ノ話

不正直ノ結果

同上

四月廿一日

机中ノ整頓 黒板前ニ出ツル作法家庭ノ出人

作法

学校ヘ出ツルトキハ左ノ言葉ヲ使ヒテ父兄弟妹ニ礼ヲナスベシ

行テ参ります

同帰宅セシトキ

行テ参りました

四月廿四日

深切トハ人ノタメニ我ヲ忘レテ難儀ヲ救ヒ或ハ物ナド問ハレタルトキニ能ク教ヘル等ノコトヲ云

深切

フナリ

同日

二郎トお竹トの話

深切ノ結果

二郎トお竹トハ擔ヲ並べ住居ハ同シ学校へ通ヒタリ或ルトキ二郎ハ弁當ヲ忘レタル然ルニお竹ハ自分ノ半ヲ二郎ニ与ヘタリ其後放課ノ際俄ニ雷雨降り来リシニお竹ハ傘ナキヲ以テ婦ルコト能ハズ羨マシケニ他生ノ婦ルヲ見居タリ二郎ハ三四町モ行キテお竹ノ来ラサルニ心附ケ立戻リ自分ノ傘ニ入ラシメ同シク家ニ歸ヘリ来タリ

問題

四月廿七日

同行人下駄ノ緒ヲ切ラバ如何スルヤ

人ニ物ヲ問ハレバ如何

道ニ病者ヲ見バ如何

重キ車ヲ挽キ坂ニ向フヲ見バ如何

盲者ノ危キ橋ヲ渡ルヲ見バ如何

四月廿六日

深切

三人ノ児童道ニ遊ヒ居レリ客アリ道ノ方向ヲ問フ一人ハ知ラサル者ノ如ク答ヘモナサズ一人ハ知ラズト答ヘ一人ハ吾ハ知ラズト虽問来リテ教ヘント走り行ケリ見等何レヲ尤モ善キ行ト思フヤ

五月一日

人ニ物ヲ問ハントスルトキハ左ノ通りニナスベシ

物ヲ問フ作

一、氣ヲ附ケノ咨勢ヲ取ルコト

法

二、一札ヲナスコト

三、被リ物ヲ脱スルコト

四、言語ヲ明瞭ニスルコト

五、終ラバ一札ヲナシテ去ルコト

五月二日

孝行

諸子モ吾々モ父母ヨリ限キリモナキ恩ヲ受居レリ山ハ高キモノナレトモ父母ノ恩ヨリハ低ク海ハ深ケレトモ父母ノ恩ヨリ浅シ故ニ常ニ其恩ヲ忘レズ孝行ヲ尽スベシ

方法

一、命令ヲ守ルコト

二、教訓ニ従フコト

三、心ヲ喜バシムルコト

四、病床ヲ看護スルコト

五、吾身ノ榮達ヲ計ルコト

六、父母ニ難アレバ吾身ヲ捨テ、之レヲ救フコト〔以上ノ反対ハ不孝ト知ルベシ〕

五月四日

父母ノ恩

我々ヲ生ミ育テ玉フ者ハ父母ナリ父母ハ我々ノタメニ夜モ眠ラサルコトモアリ或ハ寒暑ヲ犯シタルコトモアリテ云フニ云ハレス苦勞ヲナシ玉ヘル者ナリ今汝等世間ノ父母ヲ見又ハ狗猫□燕ナドノ子ヲ育ツルヲ見テモ大概ハ了知スルナラン

五月五日

我身

此身ハ蚊ノ口ホドモ傷ナク実ニ無病健康ニテ父母ヨリ授ラレタル者ナレバ大切ニナシ決シテ病氣ヲ起スカ如キコトヲナシ又ハ危キ遊ビヲナシテ傷ナトヲ付クベカラズ

病氣トナラバ父母ハ如何ニ思フヤ
傷ヲ付ケタラハ父母ノ心如何
若シ前條ニシテ不治ナラバ如何

五月六日

丈部路ノ祖父麻呂ノ話

身ヲ棄テ、
父ヲ救フ

幼学綱要卷ノ一五丁ニ依ル

同上

京師ノ僧某母ニ魚肉ヲ進メシ話

同上

五月八日

作法

多人數同時ニ戸口ヲ出入スルトキハ已先ニアリタル時ハ戸口ヲ開キ人ヲ通シテ後靜ニ出入シ又ハ障子ヲモ靜ニ開閉スベシ
決シテ人ヨリ先ニ出入シ又ハ争フテ先ニナリ又ハ人ヲ押シ分ケテ通ルナドノコトアルベカラズ

五月九日

悌

己ヨリ年長ケタル人又ハ日上人ハ父母ニ次キテ皆吾敬ヒ尊ムベキ人ナレバモシ之レニ途ニ逢ハバ恭シク礼ヲナスベシ物問ハルレバ懇ニ答フベク物請ハルレバ謹ミテウケガフベシ
其作法

氣ヲ附ケノ容勢ヲ採リ路ノ傍ニ避ケ謹ミテ礼ヲナセ冠リ物襟ナドハ必ず取ルベシ

五月十一日

悌道

およしと行男ノ話
能書第七課ニヨル

五月十二日

同上

姉ヲ看病セシ妹ノ話
おつるニハおはるト云ヘル一人ノ姉アリ常ニ虚弱ナリ姉病床就クトキハおつるハ花ヲ採り来リ又ハ楸木ヲ持ち来リ又ハ学校ニテ習ヒタルコトヲ話シナドシテ常ニ其心ヲ慰メタリ

自慢ノ戒

読本卷ノ六 傲慢ナル狼ノ話
問フ

一 狼ハ何故ニ死セシヤ
二 何如ニナシ居タラバ死セザリシヤ
三 此話ニ付キテ所感ヲ問フ

同上

ト伝ニ於ケル武者ノ話

物品授受ノ
作法

人ヨリ物ヲ受クルトキハ渡ス人立チテ居ラバ自分モ立チ座シテ居ラバ自分モ座シテ受ケ渡スマニ
く受クベシ
授クルトキモ身体ノ取廻ハシ前ニ同ジ
刃物ナレバ刃ヲ自分ノ方ニナスベシ

総テ受クトキハ向フノ人手ヲ放チテ後白分手ヲ引ベク渡ストキハ向フ人ノ體ニ持チタル時ヲ見テ放ツベシ

食事ノ作法

- 一 膝ノ出テサル様座スベシ
- 二 先ツ箸ヲ採リ汁ヲ吸ヒ後飯ヲ食スベシ
- 三 肉類ナト指ニテ切ルベカラス必ス箸ニテナスベシ
- 四 嫌ヒナル物アラバ箸ヲ付ケサルヲヨシトス箸ヲ付ケタル物ハ残スベカラズ
- 但シ嫌ヒナル物トテモ食ヘサルノ理ナシ成ルベクハ食スル方ヨロシ
- 五 飲食物ヲ散ラスベカラズ
- 六 外見雜話ヲナスベカラズ
- 七 左ニ飯ヲ持チ右ニテ汁ヲ吸フ如キコトアルベカラズ

友愛

兄弟八十指ノ如ク相連ナリタル者ナレバ相和シ相愛セスンバアルベカラズ
父母ノ子ヲ愛スルヤ長幼ノ差別アルコトナシ故ニ孝行ヲナサンニハ兄弟ハ相親睦セサルベカラズ

例話

木戸氏修身書卷ノ六第七章兄弟二人ノ射術ヲ試ミテ優ルモノニ家産ヲ与ヘントセシヲ二人之レヲ悟リ共ニ故ラニ射損シタル話

勅語ニ

兄弟二友ニトアリ

同上

例話

或ル学校ニ大野市松ト云フ十歳ニナル四年生アリ一日イタスヲラナシ留メ置レタリ弟ノ力松(七才)ハ之レヲ見テ大ニ悲シミ先生ノ前ニ行キドウソ兄サンヲ救シテトサレ私等ハ一所ニ歸ラナイト母カ心配シマス其上私ハ兄サンニワルサヲシナイヨウニ云ヒマスト涙ヲ流シテ頼ミシカバ先生モ力松ノ兄ヲ思ヲ褒メテ之レヲ救シタリト云フ

虚言誠

虚言ハ悪シキコトナレバ小兒ノ時ヨリ慎ミテ云フベカラズ虚言ハ人ニ迷惑ヲカケ自分モ信ヲ失フ損ヲ招クモノナリ

例話

牧童狼来レリト屢村民ヲ欺キテ遂ニ羊ヲ失ヒシ話

問

村人ノ来ラサリシハ何故ヤ
羊ハ何故狼ニ喰ハレシヤ

同上

末松修身書第十三課氏郷高綱ノ鏡ヲ細川忠興ニ贈リシ話

何故氏郷ハ作り贈ラサリシヤ

虚言ヲ云フテ快キヤ

虚言ハ何時マデモ知レヌモノナリヤ

他人ノ家ヲ訪フ 無言ニテ障戸ヲ開クベカラズ必ズ左ノ声ヲカケテ内ニテ答アリタラバ入ルベシ
作法 御免なされ。

入りテ後庭ニ立チテ居ルトキハ立礼ヲナシ上リタレバ座礼ヲナシテ用事ヲ述べ終リタレバ直ニ帰
ルベシ若シ永ク待ツトキト虽其家人ノ許ナキ園中又ハ座敷ナドへ入ルベカラズ

報知ノ作法

校内ニテ教師ニ物事ヲ報スルトキハ二三間モ巨リタル所ニテ大声ニ呼ブベカラズ面前ニ来リ一礼
ヲナシテ後ニ発言スベシ若シ其時指揮ヲ受ケシトキハ直ニ其通りニナスベシ

別間ニ在ル人ニ物ヲ報ズ

静ニ障子ヲ開キ内ニ入り一礼ヲナシ後言葉明瞭ニ用事ヲ述ブベシ

食事ナレバ

御座んでございます

人ノ来訪ナレバ

誰様が御出でになりました

問ノベキコトナレバ

何ハ如何致しませう

改過

何事ニヨラズ悲シキコト心付キタラハ再ビナサル様注意スベシ

又人ヨリ忠告セラレシ又ハ注意ヲ受ケシトキハ喜ヒテ之レヲ聞キ之レニ従フベシ

一過ヲ改メタルハ天ノ新タニ晴レタルカ如ク人モ快ク我モ快シ

例話

文右衛門ト云へ人ノ一子言葉ヲ謹マサリシ故父ハ金銀ノ錢ヲ箱ニ投シテ日々之レヲ檢セシメ後
此子終ニ善人トナリシ話（木戸修身書卷ノ三）

童子ジヨン行ノ悪キ故其父打釘ノ方法ニテ行ノ改マリシ話

掃除ノ作法

掃除ハ室内ヲ清潔ニナスタメニスルモノナレバ殊ニ注意シテ之レヲナスベシ

先ツ水ヲ撒キ塵ヲ払ヒ後雜物ノ残ラサル様ニシテ掃除シ終レバ塵埃ヲ捨テ机ヲ整頓シ塵取帚ヲ元
ノ場所ニ整頓シ後教師ノ檢査ヲ受クベシ

父母ノ教訓

子供ガ親ニタゞヨ云ヒ父母ノ教ニ従ハサルハ甚タ悪シキコトニテ孝行ノ心アル者ノナスマシキコ
トナリ去レバ子タル者ハ常ニスナホニシテ親ノ教ニ違ハヌ様ニナスヘシ

問題

- 一、 ダゞヨ云ヒ又ハ用ヲ能セスシテ父母ヲ苦シムルハ孝道ニ叶ヘリヤ
- 二、 客ノ来リシ物ヲ請フハ善キコトナルヤ
- 三、 学校ヨリ帰リシ時顔ノ墨ヲ洗ヘト命セラルレバ如何スルヤ

例話

正雄ハ悪シキ友ト遊ベリ故ニ父ハ之レヲ制スレトモ止メサリキ一日父ハ甘サウナル柿五ケヲ与ヘ
タリ正雄ハ喜びテ食セントセシニ父ハ又腐リタル柿一ケヲ与ヘ之レト共ニ二三日戸棚ニ入レ置キ
テ後食セヨト命シタリ正雄ハ不思議ニ思ヒテ之レヲシマイ置キ二三日後之レヲ出シタルニ甘サウ

ナル柿モ共ニ腐リ居タリ故ニ父ハ汝ハ善キ友ヲ嫌ヒ悪シキ友ヲ好メトキ此柿ノ如ク汝モ後ニハ悪シキ人トナルソト論シタレバ正雄此後悪シキ友ト遊バサリシト

同上 毛利元就弓箭ニテ子ヲ論セシ話

人ノ前ヲ通ル 人ノ前ハ成ルベク通行セヌガ善ケレトモ是非トモ通行ヲ要スルトキハ

時ノ作法 御免と云ふて静ニ通り決シテ其人ニ触レ又ハ席上ノ器物ナドニ触ルベカラズ

自家ニ來客アリ 自家ニ來客アリシトキハ父母ノ一礼スミシ後己モ座シテ礼ヲナスベシ

シトキノ作法 客ノ居ル中ニ物ヲ乞ヒ或ハ大声ヲ発シ立チ騒キナトスベカラズ

(一)

殊ニ物影ニテ失笑スベカラズ其失笑ハ客ノコトニアラサルモ客ヨリ考ヘル時ハ甚タ快カラサル者ナレバ必ズ謹ムベキコトナリ

成ルベク子供ハ客ノ前ニ出ラサルヲ可トス

我身

我身ハ之レ父母ヨリ蚊ノ口ホトモ傷ナク実ニ完全ニテ貫ヒ受ケタルナリ故ニ之レヲ大切ニ保護スルハ父母ニ対シ又自身ニ対シテ当然ノ務ト知り危険ヲ冒シテ損傷シ不摂生ニシテ疾病ナトニ罹ルベカラズ

傷キ又ハ疾病ニ罹ルトキハ自身苦シキノミナラズ父母ヲシテ心配セシメ又自身ニテ父母ヲ養フベキニ却テ養ハル、如キコトアリテハ□不孝ト知ルベシ

例話

揚震アル時足ニ傷ケテ泣キ居タリ朋友之ヲ見テ此シキノ傷ニナクトハ臆病ナル者ナリト笑ヘリ震曰ク否予痛キニ泣クニ非ス傷ヲ付テ父母ニスマヌト思ヒテナリト云ヒシトゾ

人ノ談話ヲ聞

ク心得

人ノ話ヲ聞クトキハ静ニナシテ静坐スベシアタノ物ヲ玩弄シ外見ヲナシ欠伸ナドヲナスハ其人ニ無礼ナルノミナラズ自身ニモ聞キ取レサル如キコトアリテハ不利益ナリ
特ニサシ出口ハ至テ悪シキコトナリ

七月廿四日

摂生

人ハ大抵六七十歳ヲ一期トシテ死スルモノナリ然レトモ能ク摂生法ヲ守ル時ハ百才以上ニモ達スルコトヲ得ベシ
常ニ摂生法ニ注意セサレバ病氣ノ人トナリ不快ニ光陰ヲ消シ人ノ知ラサル苦ミヲナシ且ツ多クノ金錢ヲ費シ父母ニモ心配ヲ懸ケ此ノ上モナキ損ヲ招クモノナリ
身体ヲ健全ニ保タント欲セハ左ノ諸項ヲ守ルベシ

飲食ヲ節スルコト

身体ヲ清潔ニスルコト

七月廿五日

氣候ニ応シテ衣服ヲ着ルコト

例話

昔時足利氏ノ厨人ニ百歳以上ニナリテモ身体健康ニシテ眼鏡ヲ要セズ腰モ曲ラズ齒モ亦鋭カリキ人アヤシミテ何故ニ貴殿ハ斯ク人ニ勝レテ健康ナルカト厨人曰ク吾聞ク鶴ハ千歳ノ齡ヲ保ツト然

ルニ吾之レヲ調理スル数十皆餌ノ八分位マテ食物ヲ持チ居ルノミナリ故ニ吾レモ之レニ習ヒタリト

諺ニ腹八分ニ医師イラズ

附説

齒ノ健康ヲ欲スレバ左ノ注意ヲ要ス

極熱物ヲ口ニスベカラス

冷カナルモノヲ口ニスベカラズ

毎朝口ヲ漱^{くわ}グベシ

七月廿六日

正作不撰生ニシテ病氣トナリシ話(読本ニヨル)

同上

七月廿八日

人ニ物ヲ問ハント欲スルトキハ先ツ一札ヲナシ静ニ言語明瞭ニ問フベシ

物ヲ問フ心得

終ハレバ又札ノ語ヲ述ベ一札シテ去ルベシ

同問ハレン時

人ニ物ヲ問ハルレバ己ノ遊戯又ハ仕事ヲ止メヨク判ル様ニ教ユベシ若シ知ラサルコトアルトキハ

ノ心得

其旨ヲ述ベ決シテ虚言ヲ交フベカラズ

虚言ヲ以テ教ユルトキハ先キノ人ハ実ト心得其通りニナストキハ其迷惑云フベカラサル物アリ

儉約

酒井忠勝紙ヨリノ使用ニテ侍臣ヲ誡メン話

問題

諸子ハ如何ニシテ儉約ヲナサントスルヤ

一習字ノ時紙ヲ猥リニ使用セサルコト

二及古ヲ破ラサルコト

三玩弄物ナドヲ買ハサルコト

四食膳ニ向ヒシトキ菜ナキトカ或ハ肴ナキトカ云フハ贅沢ノ甚ダシキモノナリ

黒田義高魚頭ヲ炙リシ話

人ト同道スル

人ト同道スルトキハ自分ハ後ヨリ行クベシ其人ニ依リカ、ルナドハ悪シキコトナリ夜分ナドニテ

心得

提灯ヲ燈シタルトキハ自分ハ之レヲ持チ先キニ立チテ行クベシ

郵便ノ出方

ハガキナレバ直ニ函ニ入ルベシ

書状ナレバ切手ヲ買ヒ受ケ切手ノ裏面ヲ唾ニテヌラシ封皮ノ内文字ニカ、ラサル所ニハリテ後函

ニ投入スベシ

堪忍

人が我氣ニ入ラスコトヲナシタリトテ癩癩ヲ起シ其人ニ搔キ付キ或ハ石ナドヲ投ケツクルハ悪シ

キコトナリ子供ノ時ヨリ此心ヲ抑ヘサレバ成長ノ後賢キ人トナレヌナリ

癩癩ヲ起シテ後考ヘ見レバ起サネバ宜カリシト思フモノナリ

例話

韓信胯下二屈セシ話

(話説ヲ略ス)

劉寛下婢ノ汁ヲ覆ヘセシヲ咎メサリシ話

(同上)

板倉重信宝弓ヲ侍臣ノ折リシヲ咎メサリシ話

(同上)

物ヲ借ル心得

総テ物ヲ友人ナドヨリ借リントスルトキハ先ツ一札ヲナシテ後言葉ヲ静ニ明瞭ニ述ブベシ
借リタレバ又礼ヲナシテ去ルベシ

借リタル物ハ必ず返却スベシ

借リテ居ル間ハ損傷又ハ汚シナドスベカラズ

貸セル心得

友人ナドヨリ物ヲ貸与セラレタシト請求セラレタルトキハ有ル物ナレバ快ク貸与スベシ
貸セナガラ小言ヲ言ヒ又ハ有ル物ヲ貸与セザルハ悪シキコトナリ

勉強

人ニシテ学問ナキハ如何ニ知アリオアリト雖世間ニ用キラルコトナシ用キラレサルハ才知ナキニ
等シ故ニ幼ヨリ学問ヲ励ミ成長ノ後賢キ人トナルベシ

例話

車胤螢ヲ集メシ話

(例話ヲ省ク)

孫康雪ニ対セシ話

同上

大椿ノ話

同上

守約

総テ人ト約束ヲナシタルコトハ必ず之レヲ行フベシ若シ行ヘサルノ事情出来セバ理由ヲ述ベテ解
約スベシ理由ナク之レニ背ク時ハ其人ニ迷惑ヲカケ自身モ信用ヲ失フモノナリ

約束ヲナス時ニ考フベキ件

1、 此約ハ修身上ニ叶ヘリヤ

2、 此約ハ履行シ得ルヤ否ヤ

3、

例話

名和長年十才ノ時牧童ノ牛ヲ挽キ行クヲ見テ汝ハ我家マテ我ヲ乗セ行カバ我庭ノ松ノ大木ヲ与ヘ
ント云ヘリ牧童ハ之レヲ諾シテ牛ニ乗セタリ三年ノ後童ハ父ト共ニ来リテ松ヲ乞フ長年困却シテ
父ニ実ヲ語レリ父ハ約ナレバトテ終ニ松ヲ与ヘタリ

問フ

諸子ハ長年ガ牧童トノ約ヲ聞キテ如何思フヤ

父モシ松ヲ与ヘサレバ長年ヲバ人ハ何ト云フヤフ

張邵范式守約ノ話

(例話ヲ省ク)

仁慈

吾々ハ此世ノ中ニアル者ハ人ハ勿論鳥獸虫草ニ至ルマデ皆之レヲ愛セサルベカラズ
人ニ不具者トテ盲、アシナヘ、啞ナドアリ此等ノ人ハ実ニ憫レナル者ナレバ之レヲ見テ笑フ等ノ
コトアルベカラズ
殊ニ無益ノ殺生ヲナスハ宜カラズ

例話

試ニ吾等ノ家ニ丈ケニ二三丈モアル大キナル者来リテ吾等ヲ獲ミ去ラバ吾等ノ心如何父母ノ心如何
譬フルニ物ナカルベシ故ニ汝等モ小動物ヲ苦メ又ハ殺スナドノコトアルベカラズ

兄弟ノ兒童垣ニ小鳥ノ巢ヲ見出シ弟ハ之レヲ取ラントセシヲ兄ノ諭シテ止メタル話

(話説ヲ略ス)

報恩

人一度他人ヨリ情ケヲ受ケタラバ生涯忘レサル様ニナシテ必ス之レニ報ユルノ心ナカルベカラズ
人ニシテ此心ナキハ禽獸ニ劣ル

例話

蟻ト鳩トノ話(読本卷ノ六ニヨル)

(話説ヲ略ス)

一商人アリ一匹ノ犬ヲ飼ヒ置ケリ一日他出セシニ此犬モ附キ来リタリ掃路樹陰ニ息ヒテ去ラント
スルトキ此犬ハ主人ノ裾ヲクワヘテ止メントシ又ハ先ヘ廻リテ頻リニ吠ヘタレバ主人ハ犬ニ怒リ
テピストルニテ之レヲ撃チタレバ犬ハ驚キテ逃ゲ去レリヨリテ商人ハ路ヲ行クコト一里許ニシテ
懐中ニ金囊ナキニ心附キ急キテ休ミシ処ニ至リシニ犬ハ金囊ノ傍ニ在リ主人ヲ見テ大ニ喜ビ其俣
絶命セリ

問

犬ハ何故ニ主人ヲ止メントセシヤ犬ハ何故ニ金囊ノ傍ニアリシヤ諸子ハ此犬ノ話ヲ聞キテ何ト
思フヤ

西洋童子ホールノ話

(話説ヲ略ス)

礼儀

人ニシテ礼ナキハ禽獸ニ等シ
牛馬ハ行キ遇フテ礼ヲナスヤ鶏ヤ雀ハ行キ遇フテ礼ヲナスヤ此等ハ礼義ト云フコトヲ知ラズ又礼
義ノ必要モナキナリ
然レトモ人ニシテ礼義ヲ知ラサレバ人ニ笑ハレ人ニ悪マル故ニ人タル者ハ礼義ヲ重ンズベシ

例話

鳩ハ諸子ノ能ク知レル鳥ナリ諸子ハ此鳥ニ付キ珍ラシキ話ヲ知ルヤ
余ハ汝等ニ珍ラシキ話ヲナスベシ鳩ト云ヘル鳥ハ群飛シテ木ニ止マル時ニ上枝ニハ父鳥中枝ニハ

母鳥下枝ニハ子鳥止マルト云フ鳥スラスノ如シ人ニシテ礼ヲ知ラサル恥ツベキコトナラズヤ

問

多人数同時ニ戸口ヲ出ツル時ハ如何スルヤ
多人数道ヲ行クトキハ如何スルヤ
父母長上ト夜行スルトキ提灯ハ誰カ持ツヤ
多人数風呂ニ行ケバ如何スルヤ

光秀ノ臣ニ三宅弥平治ト云ヘル人アリ一日客アリ光秀ト一室ニ対話ス時二人アリ障ノ外ヲ通行シナカラ座シテ一礼ヲナシテ過キタリ客曰ク貴殿ノ家来皆斯ノ如キヤト光秀曰ク否一人アリ彼レハ三宅弥平治ナラント障ヲ開シニ果シテ弥平治ナリシト此人後ニ明智光利トテ一方ノ大将トナレリ之レ礼義ヲ守ル故ニ光秀ニ愛セラレタル故ナリ

蟻

公衙ニ至リシ

一 役場其他ノ役所ヘハ乱リニ入ルベカラズ

時ノ作法

若シ用事アリテ行キタレバ一礼ヲナシ用事ヲ能シタレバ又一礼ヲナシテ去ルベシ決シテ器物書類ニ手ヲ触レ又ハ雑談ヲナシ近辺ヲ視ヒ見ル等ノコトアルベカラズ

公衙ハ諸子カ尤モ敬礼スベキ所ナリト心得ベシ

学問

諸子カ日々学ブ所ノ学問ハ他家ニアリ日常ノ計算ヲナシ帳面ヲ付ケ書状ヲ発シ人ヨリ来ル書状ヲ読ミ公衙ノ諸達ヲ読ムナド其用広キモノナリ故ニ今ニシテ不注意懶惰ナレバ成長ノ後其功ナキノミナラズ学問ナキトキハ愚人トテ人ニ笑ハルニ至ルベシ

問フ

- 一、諸商人ガ物品ヲ貸シ置数十百日ノ後忘レズシテ金ヲ集メ得ルハ何ノ徳ナリヤ
- 二、数十百年前ノ事ヲ知ルハ何ノ徳ナルヤ
- 三、数十里向フノコトヲ座シテ知ルハ何ニヨルヤ

例話

玄太郎ト金作ノ話

(読本四ニヨル)

源義家ノ学問

幼学綱要ニヨル

撰友

水は方円の器に随ひ人は善悪の友による

ト云ヘル諺アリ故に諸子ハ自分ヨリ品行ヨク学問ノヨク出来ル年長者ヲ友トシ其人ノ為スコトヲ見聞シテ習フベシ

例話

(正雄ノ柿ニ於ケル話)

読本ニヨル

孟母三遷ノ訓

説話ヲ略ス

子守ノ仕方

家ニアリテ子守ヲナスハ父母ノ業ヲ助クル一端ナレバ命ノ有無ニ係ハラズ幼児アル者ハ之レヲナスベシ

子守ヲナス間ハ殊ニ注意シテ危険ノコトヲナスベカラズ負ヒテ危キ所ニ至ルベカラズ

石垣ノ上縁先ナドヘ見ヲ出スベカラズ火爐ノ方ハ特ニ注意セヨ

設シ児ノ好ムモノト雖有毒ノ物ハ与フベカラズ

細心

総テ子供ノ時ヨリ細キコトニマテ注意スベシ少シノコト少シノ物ナリトテ注意セズ又之レヲ捨ツルナドノコトアルベカラズ教場ニテ諸子ガ一口ナリトテ教師ノ訓ヘヲ聞カサレシ為メ終ニ算術ノ出来サル人ヤ作文ノ出来サル人アリ之レ等ハ少シナリトテ注意セサリシヨリ生シタル害ナリ

諺ニ

塵積テ山ヲナス

油断大敵

蟻穴千丈ノ堤ヲ敗壞ス

例話

蘭丸瓜ヲ拾ヒシ話

作法

物品ヲ進呈セントテ他ヘ持ち行クトキハ破損セサル様又落チサル様注意スベシ途中ニテ遊ブベカラズ又途中ニテ開キ見ナトスベカラズ先方ヘ達シタラバ一礼ヲナシ

何々ヲ差シ上ケマス

又ハ珍シクハアリマセンカーツ差シ上ゲマス

廉潔

一、 餓人金ヲ拾フヲ其主ニ返シ報酬ヲ望マサリシ話

二、 匡衡無主ノ梨ヲ食セサリシ話

総テ人ハ自己ノ所有トナスベキ理アル者ハ之レヲ取ルモ不可ナキモ理ナキヲ得ルハ不可ナリ即チ拾ヒシ物ヲ私シ或ハ無主ノ物ヲ取ルナドハ理ニ於テアルマシキコト、思フベシ

婦人ブラツク雪中自己ノ衣ヲ以テ児ヲ庇ヒ凍死セシ話ニヨリ親ノ子ヲ思フ度ヲ知ラシメ孝心ヲ養成セントス

子タル者ノ務

一、 父母ノ意ニ忤ハサルコト

二、 父母ノ命ヲ守ルコト

三、 父母ヲ喜バシムルコト

四、 兄弟睦シクスルコト

五、

衣服取扱

衣服ハ父母ノ辛苦ニヨリテ拵ヘタル者ナレバ破ルベカラス綻バスベカラス汚スベカラス
夜寝ル時ハ袖畳ミニシテ枕元ニ置クベシ
足袋ハ紐ヲ繫キ置クベシ
帯ハ衣ノ下ニ巻キ或ハ畳ミテ置クベシ

敬老

老人ハ多クノ年ヲ経タルヲ以テ經驗多ク從テ智識博ク且子孫ノタメ世ノタメニ勤勞シ今ヤ身体衰
シタルナリ故ニ諸子ハ世ノ老人ヲ尊ブハ当然ノコトナリト心得ベシ
老人ノ眼ノワロキ、腰ノ屈シタル齒ノ抜ケタル 物覚ヘノ悪シキ或ハ白髮ナルヲ見テ笑フガ如キ
ハ不敬ノ甚シキ者ナリ

例話

一、少女お竹老人を助けし話

(読本ニヨル)

二、張良下邳ニ老人ノ杵ヲ拾ヒテ呈セシ話

孟子ニ曰ク郷党尚齒

人ニ使事頼マレ

兒等ハ他人ヨリ使ヲ依頼セラレシトキハ自己ノ及ブ限りハ快ク応ズベシ知ラサルマネシテ過キ或

シトキノ作法

ハ拒ムナドハ有ルマジキコトナリ

金銭手紙ナドヲ托サレタルトキハ落サ、ル様注意スベシ

必ス返辭ヲ聞キ来リテ返報スベシ

用事終ハラサル間ハ途中ニテ遊ブベカラズ

買物ニ行キシ時

先ツ買ハント欲スル物ノ多寡ヲ述ベテ代価ヲ問フベシ〔定価アル者ハ此限りニアラズ〕値ハ自身

ノ心得

テ数ヘテ渡スベシ

釣り銭ヲ受取ルトキニモ数ヘテ受取ルベシ

万一間違ヒテ余銭アレバ返スベシ足ラサルトキハ静ニ理由ヲ述ベテ再ビ検メテ貰フベシ

従順

父母召セバ速カニ応シ手ニ事ヲナシ居レバ之レヲ差シオキ食物口ニアレバ吐キ命ニ応スベシトハ
聖賢ノ教ナリ兒童ハ父母ノミナラズ一般長上ニ対シテハ斯ク仕フルコト緊要ナリ

例話

一、女生徒おとく父ノ命ニ從ヒテ按摩ヲナセシ折友人来リテ遊バンコトヲ進ムルニモ拘ハラズ
止メサリシ話

能勢本初第三課

二、松卜杉トノ話

神仏ノ敬礼

神ハ嘗テ国ニ功勞アリシ人徳高キ人ヲ祭祀シ仏ハ其家々ノ祖先又ハ徳高キ人ヲマツレルモノナレ

バ諸子ハ常ニ神仏ヲ敬フノ念ヲ絶ツベカラズ
神仏ノ札ヲ粗末ニナスベカラズ
神仏ヲ祭レル近傍ヲ汚スベカラズ

忍耐

学門ハ更ナリ他ノコトニテモ人ハ忍耐カ肝要ナリ人動モスレバ六ツカ敷事骨ノ折レルコトヲ中途ニシテ廃スルコトアリ此等ハ決シテ棄ムベキコトニアラズ高キ山ニ登ルニモ一歩ツ、休マズ歩メバ終ニ頂ニ達スベシ故ニ兎等ハ如何ナルコトニ逢フテモ中途ニ廃スルガ如キコトアルベカラズ

例話

- 一、小野道風蛙ノ柳枝ニ止メルヲ見テ感奮セシ話
- 二、護良親王般若寺ニ匿レシ話
- 三、ヨング馬術ヲ学ビシ話

皇室

我々ガ斯ク安楽ニ今日ヲ過クルハ上ニ〔闕字〕皇帝陛下アリテ善政ヲ布キ給ヘルガ故ナリ我々ト皇室トハ一朝一夕ノ関係ニアラズ二千五百余年君ト仰ギ臣ト仕ヘテ来タリタルコトナレバ深キ関係ノアルコト知ルベク且ツ其間ニ〔闕字〕皇室ガ我々祖先ニ慈愛ヲ垂レ給ヒシコト幾何ナルヲ知ラズサレバ我々臣民ハ皇室ノタメニハ身命ハ何時ニテ捧クルノ心得アルベク平時ニハ其安泰ヲ祈ラサルベカラズ

仁徳帝ノ民ヲイタワリ給ヒシ話

問帝ハ何故ニ民ノ貧ヲ知リシヤ

帝ハ何故ニ租税ヲ免ルシヤ

税ヲ免ルサレシ民ノ心如何 何故ニ帝ハ弊衣ヲ着茅屋ニ住マレシヤ

醍醐帝寒夜御衣ヲ脱セシ話

問帝ハ御衣ヲ脱シテ何ト曰ハレシヤ

子等ハ帝ノ話ヲ聞キ何ト思フヤ

忠

禽獸ニ劣ル

問題

今日吾々ノ君トハ誰ナルヤ

汝等ハ君ノ恩ヲ知ルヤ

汝等ハ君ニ仕フルノ道ヲ知ルヤ

人ニシテ忠義ノ心ナキハ何ト云フイ

例話

- 一、犬ノ倉庫ヲ守リシ話

但シ座光寺村某ノ飼犬

二 問題

犬ハ何故ニ吠吼セシヤ

家ハ何ニヨリテ眠ヲサマセシヤ

犬ハ何レノ家ニテモ盗アレバナクヤ

二、楠公笠置ノ召シニ応セシ話

問題

公ハ何ト勅問ニ答ヘシヤ

公ハ幾百ノ兵ヲ有セシヤ

賊軍ノ数ヲ問フ

其比較如何

此時公ノ心事如何

附説

日本赤十字社ノ事

問題

男子ノ軍事ニ尽スベキ義務如何

女子ハ軍中ニ於テナスベキ仕事ナキヤ

三、和氣清磨ノ道鏡ヲ排斥セシ事実

清磨ノ発途道鏡ノ言如何

清磨ノ永手ニ語リシ言如何

清磨ハ何故道鏡ニ従ヒテ榮利ヲ求メサリシカ

道鏡ト清磨ノ終リヲ比較シテ所感ヲ語レ

義勇公ニ奉ズ

皇國ノ男子ハ廿歳トナレバ皆兵士トナリテ三カ年間ハ役務ニ服スルノ義務アリ世ニハ之レヲ忌避スル人アリ大ナル間違ナリ今日我國ノ安泰ナルハ上ニ〔闕字〕聖天子アリ多クノ兵士之レガ指揮ノ下アリテ國ヲ守ルガ故ナリ子等ハ廿歳トナレバ今ノ兵士ニ代ハリ國ヲ守ルノ決心ナカルベカラズ

問

我國ノ男子トシテ免ルベカラサルノ義務ハ何ソヤ

何才ニテ兵士トナルベキヤ

兵士ハ誰カ指揮ノ下ニ立ツヤ

今日我國ノ安泰ナル所以ヲ問フ

兵役ヲ忌避スル人ヲ如何ナル人ト云フヤ

例話

新田義貞拳兵鎌倉ヲ討滅セシ話

問題

公ハ何ノ為メニ拳兵セシヤ

時ニ公ノ勢力ト鎌倉ノ勢力トノ比較如何

微力ナル公ガ盛ナル鎌倉ニ敵セントスル時ノ心事如何

此話ニ就キ生等ノ考ヘヲ述ベヨ

国法ヲ重ゼヨ 子供大人ノ分チナク政府ノ法令ヲ守ルベシ守ラサル人ヲ罪人ト云フ罪人トナリタルハ獄ニ投セラ
ル、モノト心得ベシ獄ニ投セラルハ不名誉ノ極ナリ

例話

一、三郎ト二郎ト公園ヲ遊歩セシトキ三郎ハ花ヲ折ラントセシヲ二郎カ立札ニヨリテ制止セシ話

問

二郎ハ何故ニ好ム花ヲ折ラサリシヤ

次郎ハ何ニヨリテ禁ヲ知りシヤ

二、羽太正義旅鑑ヲ取り忘レ再ビ江戸ニ引キ返ヘセシ話

問

関守ハ何故通過ヲ許サバリシヤ

正義ノ行ハ如何ナル役目ヲ帯ビ居ルヤ

正義ハ何故□シテ過キサリシヤ

正義ハ何故江戸ニ帰リシヤ

三、林子平禁錮中他出セサリシ話

問

番人ハ何ト云ヒシヤ

子平ハ何ト答ヘシヤ

子平ハ何故他出セザリシヤ

博愛

下等ノ動植ニ至ルニ至ルマデ人ニ害ナキモノハ之レヲ愛シ決シテ傷ヲ付ケ又ハ打ツ等ノコトヲナ
スベカラズ

況ンヤ人ニ於テヲヤ知人又ハ一面識ナキ人ト雖之レヲ愛シ且敬フベシ

問

桑ノ枝ガ他ノ木ニ押ヘラレタルヲ見バ如何ニスベキヤ

例話

一、英人シヤープ黒人ヲ助ケシ話

(木戸修身書卷七第四章)

問

シヤープハ黒人ヲ如何ニセシヤ

人ヲ売買スルハ理ニ叶ヘリヤ

奴ノ主人ハ如何ニセシヤ

此二人ノ内何レカ仁アルヤ

二、孫叔敖兩頭蛇ヲ殺セシ話

問

人ニ害アル動植物ハ如何ニスベキヤ

害アル物ノ命ヲ取ルハ如何

予備

人ハ今日今年ノミヲ勉メ後來ノ備ヲナサザレバ一朝事変ニ際会逢遇スルトキハムフベカラサル苦境ニ陥キル者ナレバ諸子之レヲ記憶シテ忘ル勿ル

例話

一、蟬冬期之際リ蟻ニ食物ヲ借ラントセシ話

二、蜜蜂ノ貯蓄

問題

諸子今日ノ学問ハ何ノタメニナスヤ

農夫ノ稲ヲ作ルハ如何

同枯草ヲ蓄フルハ如何

諸子祭礼等ニ父兄ヨリ金錢ヲ得バ如何ニスルヤ

(資料) (二) まで。以下、続編)

一 一と二は並列して記されている。なお、資料引用中の／は、以下改行を示す。旧字は新字に置き換え、変体假名は通常用いるものに改めた。その他は原文どおり。

二 その位置づけについては、久木幸男編『日本教育論争史録―近代編上』(一九八〇年)、拙著『在村知識人の儒学』(一九九六年)、第二章、及び荒井明夫編『近代黎明期における「就学告諭」の研究』(二〇〇八年)、第一章第二節、参照。

三 『新修森有礼全集』第二卷、三七九頁。

四 『日本近代教育百年史』4 学校教育(2) (一九七四年)、一五四―五頁。

五 「」内は湖注。以下同じ。